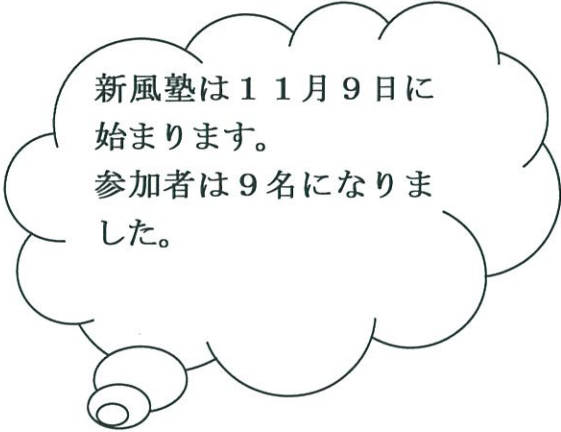


## 今月のお知らせ



新風塾は11月9日に  
始まります。  
参加者は9名になりま  
した。

第 3 0 9 号  
令和元年11月1日  
税理士法人大嶋会計士・税理士  
大 嶋 良 弘  
T E L 0 4 3 - 2 4 1 - 6 1 2 1  
F A X 0 4 3 - 2 4 3 - 3 4 3 0  
U R L <http://www.osmk-ohb.co.jp>  
E - M a i l yohshima@osmk-ohb.co.jp

今日は11月4日(月)で文化の日の振替休日です。

久しぶりに筋トレに通うべく、朝8時過ぎに自宅を出ました。少し肌寒く、すっきりと晴れた朝。

気持ちよく駅に向かって歩いていると、スタスタとさっそうと歩く15、6歳くらいの女の子にあっという間に抜かれてしまいました。

私としては結構速足でしたが、引き離されないようにと足を速めましたが、追いつきません。

残念ながら年齢の差を十分に感じてしまいました。

ITの世界はもう追いつかないくらい早く変化し、追いかけるのをあきらめましたが、体力も年相応の体力で認めざるを得ません。

ITの世界、体力の世界では、自分なりのできる範囲でこなしていけばいいのです。が、労働時間の短縮を主題とする「働き方改革」では、自分のできる範囲で満足することはできません。

働き方改革関連法は、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等が中心となっています。特に長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現、特に時間外労働の上限規制の導入をどのよ

うに消化するかが重要です。

大嶋会計での解決しなくてはならない問題は、時間外労働の上限規制の導入です。

会計事務所は人件費の塊です。どのようにして、労働効率を上げていけばよいか重大な問題になっています。労働効率を上げるには、働いているスタッフの処理能力を上げることと思いますが、そう簡単に上げることはできません。ITを導入してもそれで解決とはいきません。とにかく時間をかけて研修を続けることだと思います。

しかし、それでは時間がかかり過ぎ、法律が待ってくれません。

そこで、今取り組んでいるのは「その作業は必要か？」の観点から、作業を取り除くことだと思います。

作業をやめる決断はトップの意思決断だと思います。

その第1弾として「年賀状の作成、発送」を取りやめます。この時期、会計事務所の優先業務は「年末調整作業」です。

まことに申し訳ありませんが、新年のご挨拶は、「今月のお知らせ」で行わせていただきます。

以上